

第4章 具体的施策の内容

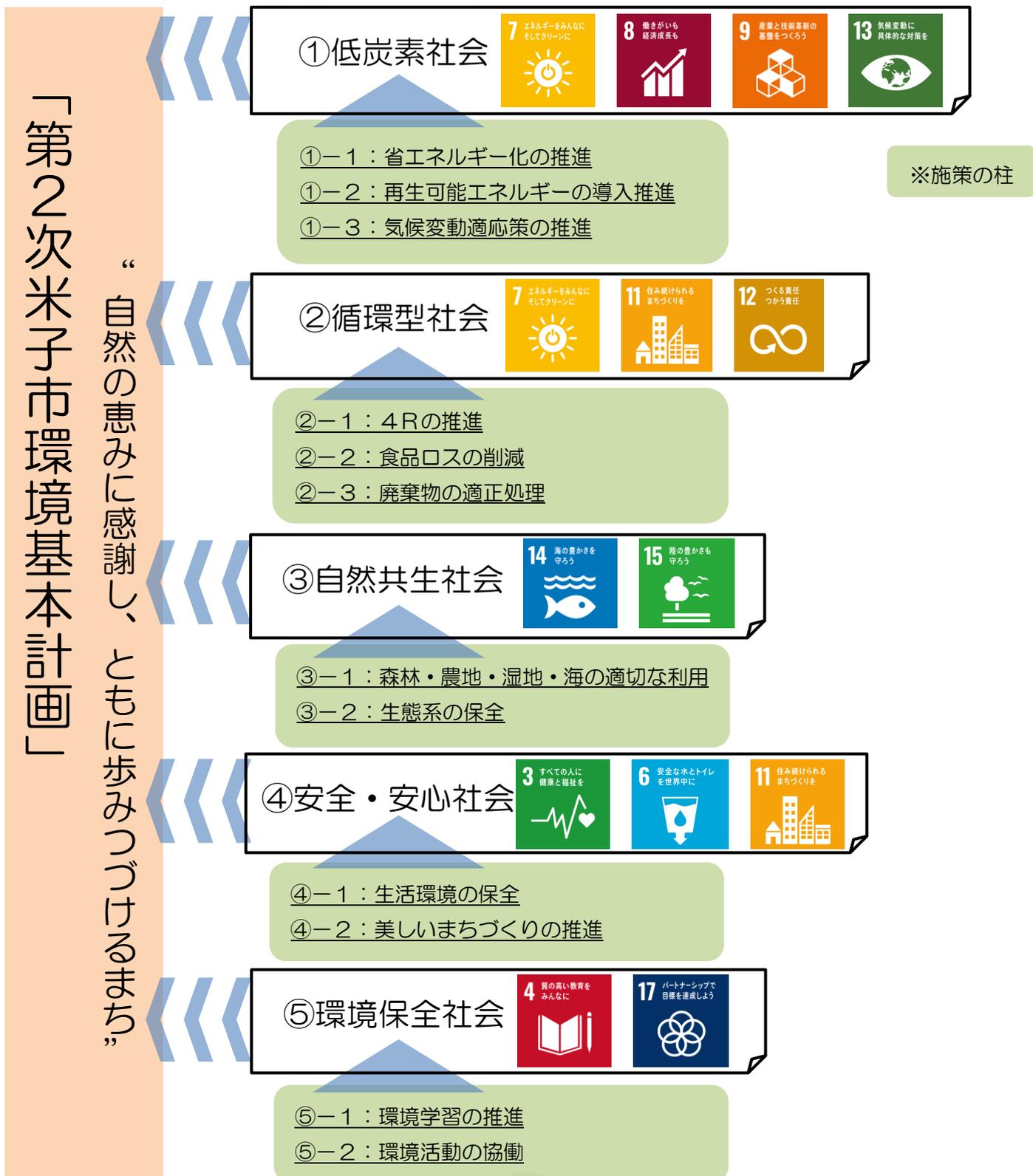


<米子水鳥公園>

- 4-1 : 第2次米子市環境基本計画における基本目標と施策の柱
- 4-2 : 施策の柱ごとの個別施策
- 4-3 : 基本目標①「低炭素社会」
- 4-4 : 基本目標②「循環型社会」
- 4-5 : 基本目標③「自然共生社会」
- 4-6 : 基本目標④「安全・安心社会」
- 4-7 : 基本目標⑤「環境保全社会」

4-1：第2次米子市環境基本計画における基本目標と施策の柱

○第2次計画においては、5つの基本目標を達成するために12の施策の柱を設定します。これらの施策は、市民・事業者アンケートの意見等を参考に、本市で必要と考える施策を設定したものです。また、各目標とSDGsとの関連を以下のとおり整理します。

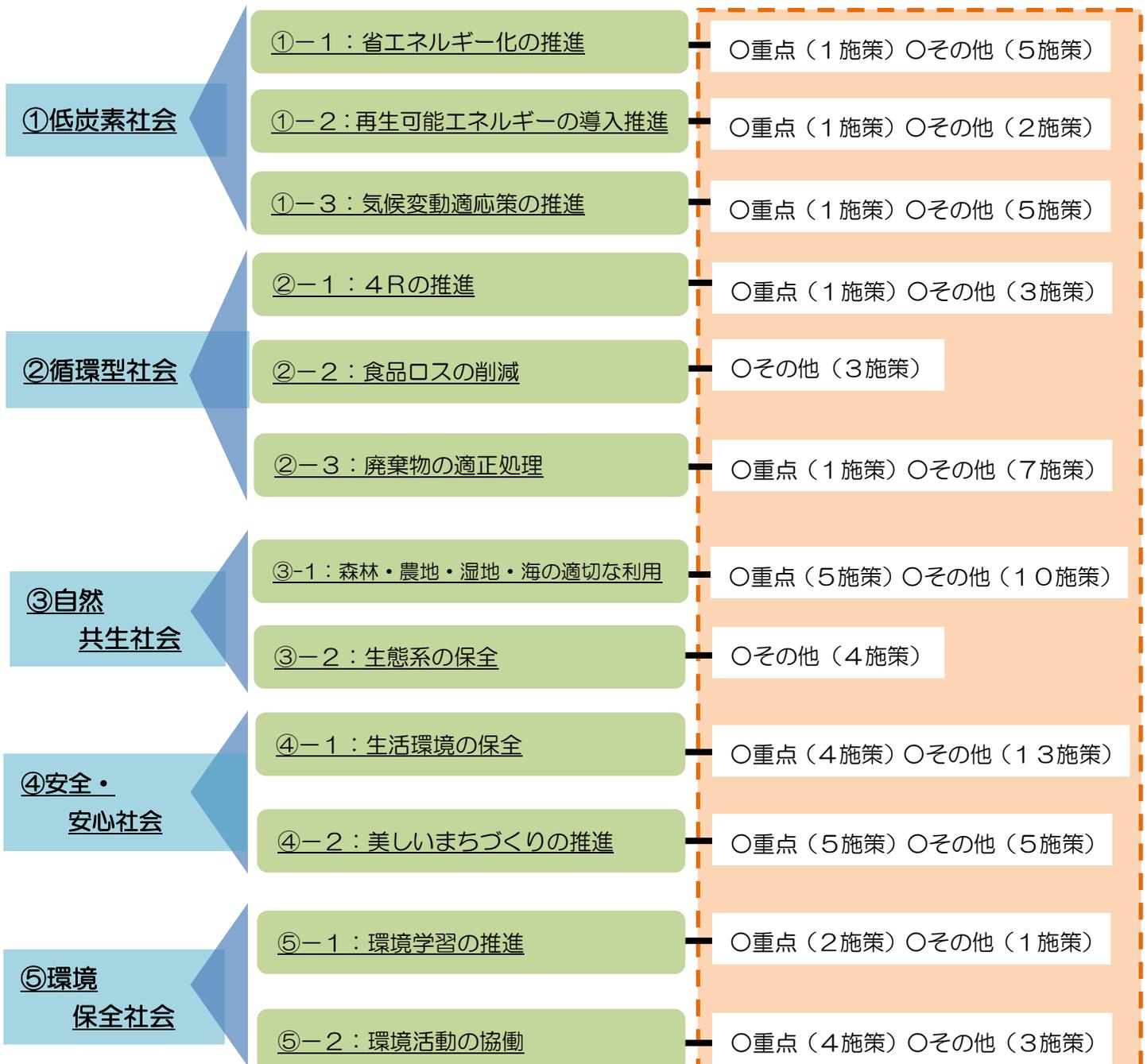


4-2：施策の柱ごとの個別施策

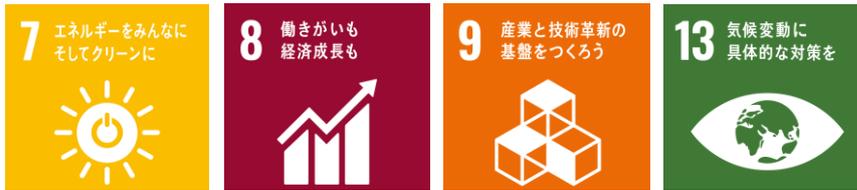
○各施策の柱ごとに個別施策を設定し、基本目標の達成を実現します。個別施策は、更に、重点施策（※）とその他施策に分類し、各施策の位置付けを明確にします。

なお、各個別施策は、設定された施策の柱にとどまらず、他の施策の柱に関連するものもあり、一つの個別施策が、複数の施策の柱を支えるものとなっています。

※重点施策・・・米子市の上位計画であるまちづくりビジョンの主な取組で位置付けられた施策、担当課において数値目標を掲げ重要な施策として位置付けているもの。



4-3：基本目標①「低炭素社会」



気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスを減らす社会を目指します。

(1) 現状

- 平成 27 年（2015 年）にパリで開かれた気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、令和 2 年（2020 年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み「パリ協定」が合意されました。パリ協定では、世界全体で取り組む目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること」、「21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとること」が掲げられています。
- 国は、上記のパリ協定や科学的知見（IPCC¹による第 5 次評価報告書）などを踏まえ、平成 28 年（2016 年）に「地球温暖化対策計画」を策定し、中期目標として令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）比 26.0%減としました。また、令和 2 年（2020 年）10 月の第 203 回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説においては、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとし、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。
- 鳥取県では、令和 2 年（2020 年）1 月に、長期的な目標として令和 32 年度（2050 年）の二酸化炭素（以下 CO₂）排出実質ゼロを目指すことを表明し、令和 2 年（2020 年）策定の「令和新時代環境イニシアティブプラン」において、脱炭素化に向けた取組を示しています。例えば、令和元年（2019 年）12 月には「再エネ 100 宣言 RE Action」のアンバサダーに就任しており、率先して脱炭素に向けた取組を推進するとともに、脱炭素経営による企業価値向上に取り組む企業や団体等を支援するとしています。
- 本市では、平成 23 年（2011 年）に策定した第 1 次米子市環境基本計画において、市域から排出される CO₂ の目標値を定め、再生可能エネルギーの導入支援や省エネ行動の促進を図るための啓発等に取り組んできました。市域から排出される CO₂ 排出量の過去 5 年間の推移（図 1）は、平成 27 年度（2015 年度）までは減少傾向でしたが、平成 27 年度（2015 年度）以降は増加傾向にあります。
- 令和元年（2019 年）11 月に実施した市民アンケート調査においては、地球温暖化対策について、市民は 9 割程度、事業所は 7 割程度が必要であると回答しており、多くが問題意識を持

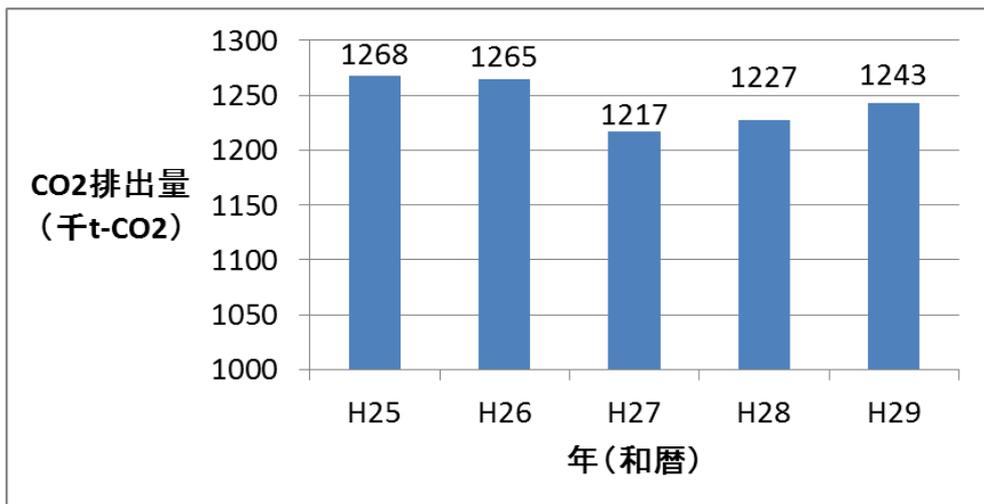
¹ IPCC とは「気候変動に関する政府間パネル」の略で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

っていることが分かりました。

○本市においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成28年（2016年）7月に「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度）」を策定し、温室効果ガス削減に取り組みました。引き続き、率先して温室効果ガス削減に取り組むため、令和3年（2021年）に第2次計画（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））を策定しました。

○一方で、国は、温室効果ガスの排出削減（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は両輪であるとし、気候変動適応法が平成30年6月に公布されました。同法に基づき、国は気候変動適応計画を策定し、各分野（①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活）における効果的な適応策を推進することとしています。

○また、令和2年（2020年）6月に閣議決定された、「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（令和2年版）においては、地球温暖化に伴い、国内外で深刻な気象災害が多発し、そのリスクが更に高まることが予測されるとして、単なる気候変動ではなく「気候危機」であることを初めて明記しました。



(図1) 市域から排出されるCO2排出量の年次推移

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
市域から排出されるCO2排出量（千t-CO2）（※1）	1,243（※2） （平成25年度比2.0%削減）	1,055 （平成25年度比17%削減）
市有施設から排出されるCO2排出量（t-CO2）（※3）	14,611（※4） （平成25年度比44%削減）	15,746 （平成25年度比40%削減）
ため池ハザードマップの作成（※5）	4箇所	39箇所

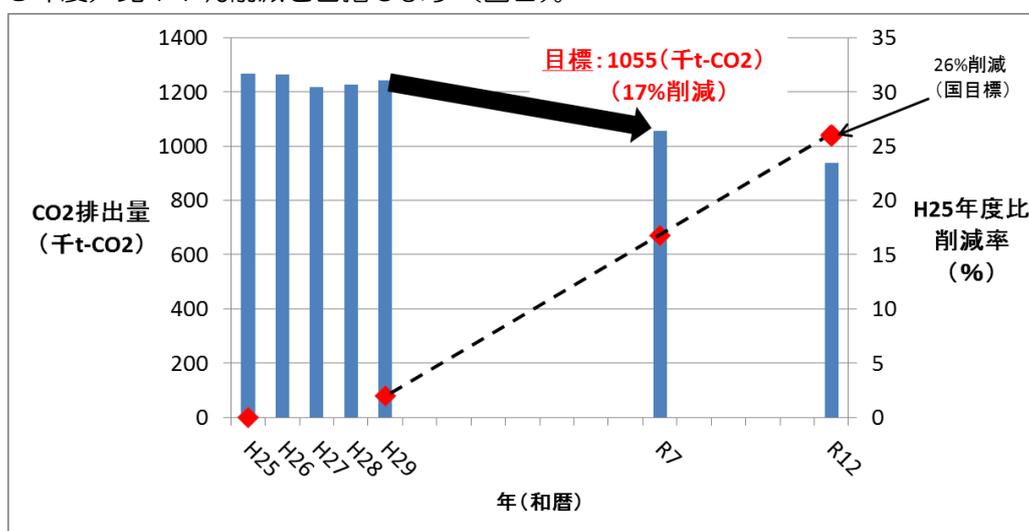
※1. 各家庭、事業所や公共施設等の米子市全域から排出されるCO2排出量を意味します。なお、数値は環境省が公表している「部門別CO2排出量の現況推計」を使用し、この推計は公表

時点から2年前のデータが最新となります。

- ※2. 最新データは平成29年度（2017年度）（令和2年（2020年）7月現在）。
- ※3. 例えば、市役所本庁舎や市立小中学校等の施設が対象となります。
- ※4. 最新データは令和元年度（2019年度）（令和2年（2020年）11月現在）。なお、数値は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、市が算出したものを使用します。
- ※5. 市内の農業用ため池70箇所の内、下流域に住居等があるため池を防災重点ため池として指定しています。

【指標設定理由】

○国の「地球温暖化対策計画」の中期目標である、「令和12年度（2030年度）に、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比26%減」と整合するよう設定し、平成25年度（2013年度）比17%削減を目指します（図2）。



(図2) 市域から排出されるCO2排出量の目標設定根拠

(出典：環境省「部門別CO2排出量の現況推計」)

○国の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体が実施している事務、事業に伴う温室効果ガスの排出量は、「令和12年度（2030年度）に、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比40%減」と掲げられています。本市の令和元年度のCO2排出量の削減率は、平成25年度比44%であり、既に達成済みです。これを踏まえ、指標値を、「令和7年度までCO2排出量削減率(平成25年度比)40%以上を維持」と設定し、引き続き、率先してCO2排出量の抑制に取り組みます。

○今までに経験のしたことのない大型台風やゲリラ豪雨、大規模地震等による災害が多く発生していることから、ハザードマップの作成によりため池決壊などに対する地域防災の意識向上を図るとともに、ため池が決壊する恐れのある場合又はため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難することを図ります。

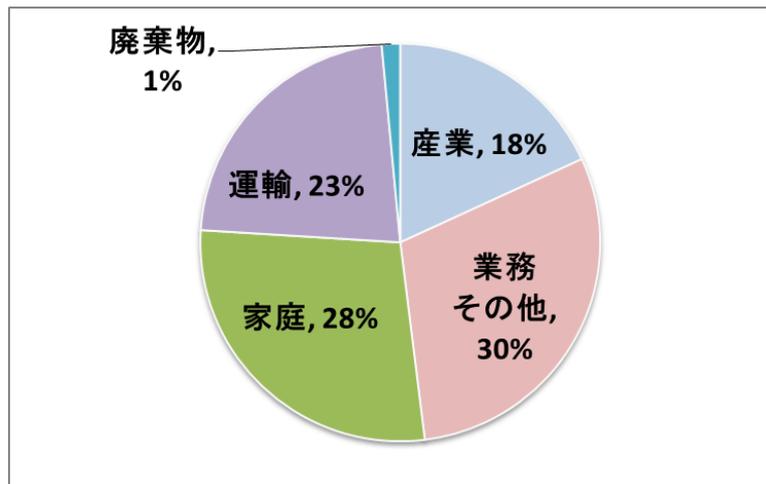
(3) 基本目標達成に向けての課題

○CO2排出量を現在（最新のデータである平成29年度（2017年度））と令和7年度（2025年度）の目標値と比較すると、188（千t-CO2）の差があります。平成29年度（2017年

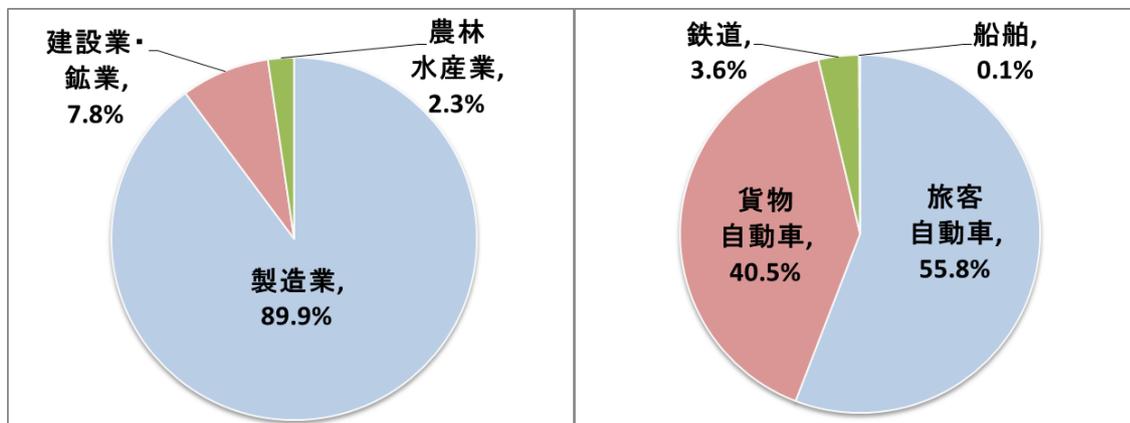
度)のCO₂排出量の構成比は、「業務その他」部門及び「家庭」部門が最も大きく、次いで「運輸」部門及び「産業」部門となっています(図3)。さらに「運輸」部門の内訳は、「旅客自動車」、「貨物自動車」が、「産業」部門では「製造業」が多くの割合を占めています(図4)。

これらのCO₂排出量の多い部門や業種を中心として、施策を検討する必要があります。

○広島地方気象台が平成31年(2019年)1月に公表した「中国地方の気候変動2017」によると、鳥取県の年平均気温は「上昇している」と評価されており、気候変動への適応策が必要だと考えられます。



(図3) 平成29年度のCO₂排出量の構成比
(出典：環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」)



(図4) 「産業」部門(左図)及び「運輸」部門(右図)の内訳
(出典：環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」)

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<①-1：省エネルギー化の推進>

○使用するエネルギー量を減らすことで、CO₂削減に取り組みます。

<①-2：再生可能エネルギーの導入推進>

○CO₂排出量の少ない太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーの導入を推進します。

<①-3：気候変動適応策の推進>

○気候変動やこれに伴う影響の発生を前提として、その被害を回避・軽減するための対策を推進します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<①-1：省エネルギー化の推進>

○重点施策（1施策）

☆公共交通機関の利用促進（運輸部門）

○その他施策（5施策）

- ・LED照明や高効率空調などの省エネルギー機器の普及促進（業務その他、家庭、産業部門）
- ・宅配便の再配達防止や物流業種の集積化による物流体制の効率化の推進（運輸部門）
- ・高気密、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進（家庭部門）
- ・自転車を利用しやすい環境・システムづくりの推進（運輸部門）
- ・ISO14001や鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」）の普及啓発（業務その他、運輸部門、産業部門）

<①-2：再生可能エネルギーの導入推進>

○重点施策（1施策）

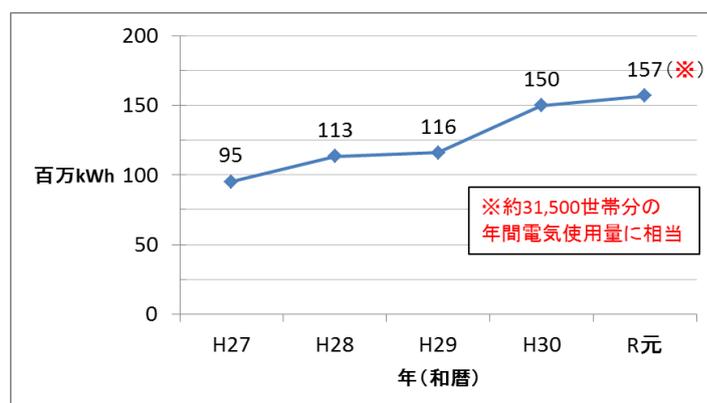
☆下水処理場における消化ガス発電及び公民館4館における太陽光発電設置等、地域資源を活用したエネルギー事業の推進

○その他施策（2施策）

- ・固定資産税減免による再生可能エネルギー発電設備の導入支援
- ・鳥取県と協力し「再エネ100宣言 RE Action²」の普及啓発等、市内事業者へ対し、再生可能エネルギーの導入推進（業務その他部門、運輸部門、産業部門）

※①-1及び①-2については、環境省の「部門別CO2排出量の現況推計値」において定めている「部門」について、施策ごとに関連する部門を括弧内に記載しています。

『参考：市内の再生可能エネルギーの導入状況（H27～R元年）』



- ・再生可能エネルギーの導入量は増加傾向
- ・令和元年度は、約31,500世帯分（市内47%）の年間電気使用量に相当する電気を発電

（出典：経済産業省「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」、環境省「家庭部門のCO2排出実態統計調査」）

²「再エネ100宣言 RE Action」とは、自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量10GWh未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ100%化宣言を表明し、ともに行動していく枠組み。

<①-3：気候変動適応策の推進>

○重点施策（1施策）

☆災害時に農業用ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難をする資料を作成し、地域住民の日頃の防災・減災意識を高める。

○その他施策（5施策）

- ・熱中症予防に係る周知・啓発の取組
- ・水源かん養林の保全及び育成
- ・洪水ハザードマップの作成・周知
- ・警戒レベルを用いた避難情報の発令
- ・市道の除草、河川の浚渫及び側溝の清掃を推進するなど流出水対策の実施

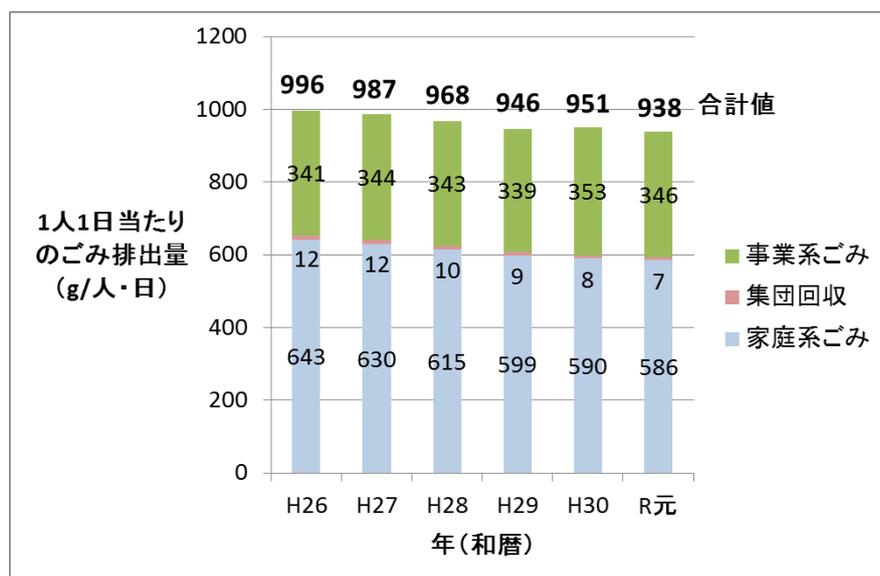
4-4：基本目標②「循環型社会」



4R(Refuse:断る、Reduce:減らす、Reuse:繰り返し使う、Recycle:再生利用する)の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。

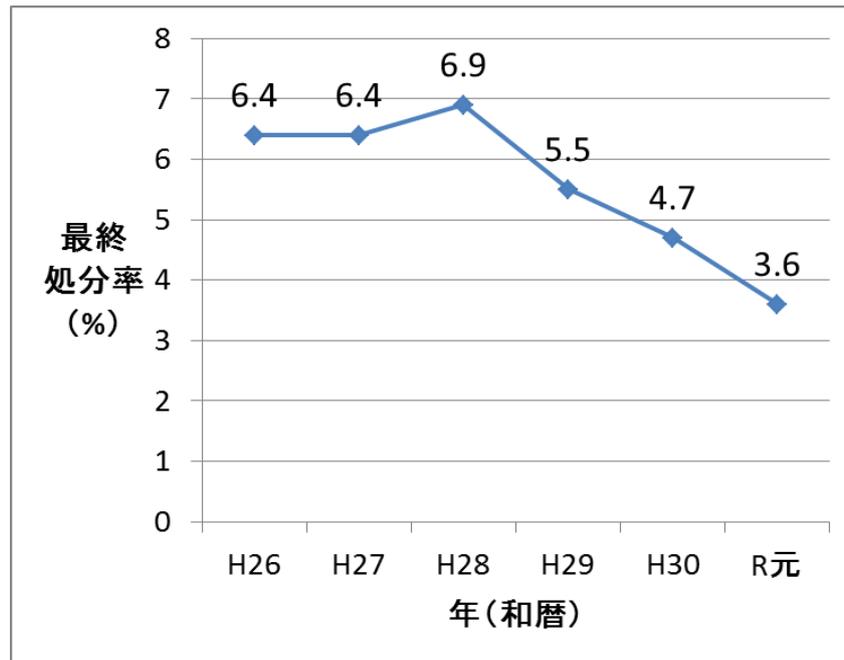
(1) 現状

- 国では、平成3年(1991年)の再生資源利用促進法(改正後:資源有効利用促進法)の施行以来、各種リサイクル法が制定され、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来社会から循環型社会への転換を図るための取組が進められています。
- 本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成18年(2006年)3月に「第1次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、3度の改訂を経て「第4次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築を目指し、取り組んでいます。
- 第1次から第3次の計画に沿って、施策を推進してきた結果、1人1日当たりのごみ排出量及びごみの最終処分率は近年減少傾向にあります(図5、6)。
- 令和元年(2019年)11月に実施した市民アンケート調査においては、行政に求める施策として、市民、事業所ともに廃棄物の適正処理やごみの減量等、循環型社会の構築に関連する事項が、平成27年度実施アンケートと同様に上位に位置しており、引き続き、行政の役割が望まれているものと考えられます。



※グラフ上の各項目の数値は四捨五入した値であり、合計値と一致しない場合があります。

(図5) 1人1日当たりのごみ排出量の年次推移



(図6) ごみの最終処分率の年次推移

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状(令和元年度)	指標値(令和7年度)
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	938	870
ごみの最終処分率(%)	3.6	3.6

【指標設定理由】

- 循環型社会の構築に向けて、家庭系ごみ(特に家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ)、事業系ごみの減量及び再資源化に重点的に取り組みます。指標値は、令和元年度の各ごみの組成(生ごみや紙類など)ごとの排出量を分析し、削減可能性や難易度等を踏まえて決定しました。なお、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画(令和3年度(2021年)～令和7年度(2025年))で掲げた目標値と同数値としています。
- 令和元年度のごみの最終処分率は全国の他の自治体と比べても低い水準であるため、令和7年度までこの水準を維持することとします。なお、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画で掲げた目標値と同数値としています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

- 1人1日当たりのごみ排出量について、全体としては減少傾向にあるものの、ごみの内訳を見ると、事業系ごみについては横ばいの状況が続いています。また、令和元年(2019年)10月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、家庭系、事業系ごみに関わらず食品ロスを低減させていく必要があります。
- ごみの最終処分率については、令和元年度から新たにリサイクルプラザの資源化処理後のプラスチック残さの一部外部処理により、最終処分率の減少につながりました。引き続き、この水

準を維持することに努めます。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<②-1：4Rの推進>

○ごみ排出量を抑制するために、4R（断る、発生抑制、再使用、再生利用）の取組を推進します。

<②-2：食品ロスの削減>

○我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、米子市の家庭系食品ロス調査によると、可燃ごみ全体の約12%は食品ロスが占めており、このため、ごみ排出量抑制の大きな課題となっています。

<②-3：廃棄物の適正処理>

○発生した廃棄物については、適正に処理し、不法投棄防止を防ぐ必要があります。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<②-1：4Rの推進>

○重点施策（1施策）

☆市民や事業者に対し、ごみの発生抑制や物の再利用等の啓発を行う。

○その他施策（3施策）

- ・グリーン購入等を通じて、リユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達を行う。
- ・学校給食における食品残さの堆肥化を図る。
- ・下水道汚泥の資源化による有効利用

<②-2：食品ロスの削減>

○その他施策（3施策）

- ・食べきり運動等の普及啓発に努める。
- ・生ごみ処理機等の普及啓発に努める。
- ・学校における食育の推進

<②-3：廃棄物の適正処理>

○重点施策（1施策）

☆分別収集によって資源化を図るとともに、ごみの減量化を図り、環境への負荷軽減に努める。

○その他施策（7施策）

- ・米子市クリーンセンターからの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。
- ・米子市クリーンセンターの効率的な運用を図る。
- ・不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・対応に努める。
- ・関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適

正な回収・処理の普及啓発を推進する。

- 家庭から排出された水銀使用廃製品の適正処理を行う。
- 農薬などの適正処理を推進する。
- 廃船や漁網などの漁業系廃棄物の適正処理を啓発する。

<本宮の泉>



<米子児童文化センター 屋外広場>



4-5：基本目標③「自然共生社会」



本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物の生息環境を保全すると共に、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぐことのできる、緑あふれる社会を目指します。

(1) 現状

- 平成22年（2010年）10月に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が愛知県において開催され、生物多様性の損失を止めるための「愛知目標」（2011年～2020年の戦略計画）が採択されました。国においては、愛知目標の達成に向けた、「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、ロードマップが示されました。なお、2021年5月に中国で開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議において、愛知目標の後継となるポスト2020生物多様性枠組が採択される予定であり、これを踏まえ次期生物多様性国家戦略が策定されることとされています。
- 本市においては、特定外来生物であるオオキンケイギクの生息が確認されており、また、市民アンケートでは特定外来生物の防除が必要であるとの声も寄せられています。
- 市民アンケートにおいて、耕作放棄地の増加を懸念する声が多く寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数	250件	275件
再生可能な荒廃農地の面積	101ヘクタール	39ヘクタール (※R6年度末時点)

（補足：再生可能な荒廃農地の面積について）

- 1：「再生可能な荒廃農地」・・・荒廃農地（現在、耕作がされておらず、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）のうち、整地等による再生を行うことにより、農作業による耕作が可能となる農地。
- 2：再生が可能である荒廃農地を減らすことで、農作業可能な農地を増やす。

【指標設定理由】

- ラムサール条約湿地に登録された中海に位置する米子水鳥公園の環境学習実施件数を増やすことにより、当公園で実施される各種事業を通じ、生物多様性をはじめ環境保全意識の向上を図ることが期待できます。なお、指標値は、米子水鳥公園の実施可能最大件数を300件と設定

し、本計画期間の令和12年度末までに年に5件増で実施していくことを目指します。

○市民アンケートの結果から、耕作放棄地の増加を懸念する声が多く寄せられています。なお、再生可能な荒廃農地の面積の指標値は、本市の最上位計画であるまちづくりビジョンで掲げた目標値と同数値としています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

○生物多様性の重要性が広く市民に認識されるとともに、官民連携して生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全・再生に取り組む必要があります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<③-1：森林・農地・湿地・海の適切な利用>

○森林・農地・湿地などの適切な利用を図ることによる生活環境保全の向上を図り、自然との共生社会を目指します。

<③-2：生態系の保全>

○生態系が有する防災・減災機能等の重要性を認識することにより、自然との共生社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<③-1：森林・農地・湿地・海の適切な利用>

○重点施策（5施策）

☆米子水鳥公園の運営による中海の賢明な利用の促進及び湿地環境の保全を実施する。

☆中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究により、地域の環境保全意識の向上を図る。

☆農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。

☆農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。

☆農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を促進する。

○その他施策（10施策）

- ・中海・宍道湖・大山圏域市長会や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する。
- ・平成31年（2019年）4月から始まった森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理を実施する。
- ・松くい虫等防除事業を推進する。
- ・緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。
- ・魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。
- ・樹木のある公園や緑地の保全を図る。
- ・地産地消に関する情報を提供する。
- ・地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。

第4章 具体的施策の内容

- 鳥取県やJA、学校給食関係事業者と食材の生産・流通などについて情報交換を行う。
- 環境保全型農業直接支援対策の推進による地域の水環境の向上

<③-2：生態系の保全>

○その他施策（4施策）

- 県と協力して、希少野生動植物の保護に努める。
- 生物多様性の重要性を啓発する。
- 生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。
- 特定外来生物の防除啓発及び駆除

<小学校での環境学習>



4-6：基本目標④「安全・安心社会」



公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

(1) 現状

○市民アンケートにおいては、環境をよくするために行政に期待することとして、公害対策（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動 等）を求める声が平成27年度（2015年度）時のアンケート結果と同様に多い結果となりました。また、街の美化について、ごみのポイ捨てなどのマナーに関することを懸念する声が年齢、地域を問わず多く寄せられ、管理されない空家や土地の管理を求める声も多く寄せられました。

○これらについては、直接、本市の担当部署に市民からの相談等も寄せられている状況です。

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
○生活排水処理に関すること		
ア：汚水処理人口普及率	90.3%	94.4%
イ：水洗化戸数率	90.0%	91.8%
ウ：浄化槽法定検査受検率	54.3%	56.1%
エ：公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積	2516.3ha	2872.5ha
オ：合併処理浄化槽補助基数	90基/年	100基/年
○空家等の対策に関すること		
ア：「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がされていない空家等の改善	13件	10件/年
イ：空き家利活用の推進	— (令和2年度新設)	空き家バンクへの登録件数 10件/年
○市民アンケート結果の回答数 (解決・改善したい環境項目：「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」)	55.8%	50.0% (※R6年度末時点)

【指標設定理由】

○市民アンケートの結果から、公害対策についての行政への期待が高いことから、本市における主要な施策を選定しました。なお、生活排水処理に関することの指標値については以下のとおりです。

ア：汚水処理人口普及率

まちづくりビジョンで定めている目標値（R6年度 93.7%）を参考に年間で約 0.7%増すことを目標に設定しています。

イ：水洗化戸数率

年間 0.3%の水洗化戸数率の向上を目指しています。

ウ：浄化槽法定検査受検率

年間 0.3%の法定検査受検率の向上を目指しています。

エ：公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積

米子市生活排水対策推進計画で定めた目標値（R8年度 2932.5ha）を参考に年間で約 60ha 整備することを目標に設定しています。

オ：合併処理浄化槽補助基数

米子市生活排水対策推進計画により、令和8年度までの間、補助制度の拡充により、年間 100 基の合併処理浄化槽の設置促進を行うこととしています。

また、空家等の対策に関することの指標値ア及びイは、本市の最上位計画であるまちづくりビジョンで掲げた目標値を参考に年間 10 件としています。

○引き続き、市民の声を本計画に反映するために、解決・改善しておきたい環境項目（ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー）に係るアンケート結果を指標として選定しました。なお、指標値は、令和元年度実施の市民アンケート結果を基準とし、令和6年度に実施予定の計画中間見直しのアンケート結果にて50.0%（年間約1.2%減）を目指しています。

（3）基本目標達成に向けての課題

○ごみ出し・ポイ捨てなどの身近な環境問題から、個人での解決が困難であり、行政が積極的に対応しなければならない問題まで、基本目標達成に向けて幅広い対応が必要となります。

（4）基本目標達成のための施策の柱

<④-1：生活環境の保全>

○公害の防止等を図ることによる生活環境の保全を図り、安全・安心な社会を目指します。

<④-2：美しいまちづくりの推進>

○環境美化を推進することによる美しいまちづくりを進め、安全・安心な社会を目指します。

（5）施策の柱ごとの個別施策

<④-1：生活環境の保全>

○重点施策（4施策）

☆生活排水処理施設の整備

- ・公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備
- ・公共下水道の早期整備が見込まれない区域における合併処理浄化槽の設置促進
- ・下水道整備完了地域における下水道接続の普及促進

- ・浄化槽の適正管理の啓発・指導

☆又カカ被害対策の推進

☆管理不全の土地に関する指導の実施

☆犬・猫に対する衛生管理指導の実施

○その他施策（13施策）

- ・「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策の推進
- ・中国電力に対する島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を求める。
- ・家庭ごみの野外焼却禁止について啓発の実施
- ・大気汚染緊急時（光化学オキシダント、PM2.5）における市民への注意喚起
- ・水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。
- ・生活環境に関する市民からの苦情・相談に対する対応（騒音・振動・悪臭）
- ・国・県などと連携した環境放射線モニタリング情報の入手及びモニタリング結果の公表
- ・地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理の推進
- ・環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進
- ・アスベスト撤去支援事業の推進
- ・需要に応じた工業用水の確保と安定供給の実施
- ・水源の更新や開発の推進
- ・鳥取県持続可能な地下水利用協議会と連携した地下水源の適正利用

<④-2：美しいまちづくりの推進>

○重点施策（5件）

☆様々な歴史的文化遺産についての調査研究の推進

☆有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくために、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の促進

☆米子市都市計画マスタープランに基づく、効率的かつ計画的な土地利用の推進

☆米子市空家等対策計画に基づく、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な実施

☆空家等に係る現状調査の実施、所有者等による空家等の適切な管理の促進、住民等からの空家等に関する相談の実施及び管理不全な空家等への対応並びに支援の実施

○その他施策（5件）

- ・安心・安全に利用できる公園施設の確保
- ・市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化の推進
- ・米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設などの届出審査、公共事業における通知制度などによる良好な景観の創出
- ・米子市都市景観施設賞などによる、景観形成に関する市民への情報提供・啓発
- ・魅力ある景観形成のため、鳥取県屋外広告物条例の許可申請の周知・啓発

4-7：基本目標⑤「環境保全社会」



環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

(1) 現状

○市民アンケートの結果から、環境保全活動への参加について6割程度の方が参加したいと回答しており、多くの市民が参加意欲のあることを示しています。また、環境に対する個々人の意識が大切であるとの声が多く寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数	1, 163人	1, 300人
市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績	— （※中間見直し時実施予定の市民アンケートにて新たに設問を設けます。）	60.0%

【指標設定理由】

○平成17年（2005年）11月の中海のラムサール条約登録以降、中海アダプトプログラムへの支援等官民一体となった環境保全活動を実施しています。ここでは、中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用の促進の一つである中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数を本計画でも指標値として設定します。なお、指標値は、本市の最上位計画であるまちづくりビジョンで掲げた目標値を基に設定しています。

○市民アンケートの結果から環境保全活動への参加実績を新たに把握します。なお、指標値は、令和元年度に実施の市民アンケートの結果において、環境保全活動に参加したいとの回答が約6割あったことを参考に設定しています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

○より多くの市民が環境保全活動に参加できる体制づくり（活動の場の確保、教育の機会の設定、周知）の実施が必要となります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<⑤-1：環境学習の推進>

○個々人の環境に対する意識を向上させることにより、環境保全社会を目指します。

<⑤-2：環境活動の協働>

○環境保全活動に参加できる体制づくりを進め、環境保全社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<⑤-1：環境学習の推進>

○重点施策（2施策）

☆市民への環境学習の機会の提供

☆広報誌、ごみカレンダー、ホームページなどを活用した環境情報の発信

○その他施策（1施策）

- ・自然と環境の保全に向けた啓発活動の推進

<⑤-2：環境活動の協働>

○重点施策（4施策）

☆地域住民、環境美化団体などと連携して環境イベントを開催し、環境に関する啓発を実施することにより広く市民の環境意識の向上を図る。

☆「ラムサール条約湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動の実施

☆中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携して、中海の水質改善・利活用の促進

☆地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興

○その他施策（3施策）

- ・環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する。
- ・市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動の促進
- ・米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例に基づく、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止の啓発

<ラムサール条約湿地中海・宍道湖一斉清掃>



<クリーンアップ in 加茂川>



<ごみを拾う子ども>

